

第25回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年12月10日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	欠	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分

閉 会 時 刻 午前9時50分

配布物 「遊休農地一覧について」

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	第25回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お集まりいただきましてありがとうございます。第25回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第25回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっています。本日の議事録署名委員に、10番議席伊藤幸子委員と、11番議席藤田一房委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) (日程第4) 議長	それでは、日程第2 報告第52号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第53号「農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)」、日程第4 報告第54号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第52号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和3年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では、内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の4法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第53号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和3年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地の賃貸借契約の解除については、原則、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、7件、10筆、面積17,507.87m²であることを報告します。</p> <p>日程第4 報告第54号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があつたので報告する。令和3年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地</p>
------------	--

		<p>化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行なえば転用許可は要しないこととなっています。届出書の受理については、「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は所有権1件、2筆、376m²です。申請地は、員弁町楚原地内の畠です。目的は個人住宅用地です。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
	議長	<p>報告事項について、質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p>
(日程第5)	議長	<p>日程第5 議案第139号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第5 議案第139号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和3年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。今回は、公益財団法人三重県農林水産支援センター通しの利用権設定で、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。賃貸借権設定1筆、面積3,153m²です。</p>
	議長	<p>本議案は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を決めた利用権の設定です。</p>

		<p>この集積計画につきまして、質問等ありましたらお願ひいたします。</p> <p>特にないようですので、議案第139号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第6)	議長	<p>続きまして、日程第6 議案第140号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第6 議案第140号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和3年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、10件、25筆、面積10,612.60m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><33番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畠です。</p> <p>譲受人である北勢町其原の[REDACTED]が、名古屋市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の3筆、969m²を売買により譲り受ける申請です。耕作面積要件の3反を満たしていませんが、2親等以内の耕作従事申出があり、[REDACTED]の耕作面積を加算することができますので、322,839.23m²となります。</p> <p><34番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畠です。</p> <p>譲受人である大安町門前の[REDACTED]が、大安町大井田の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、16m²を贈与により譲り受ける申請です。なお、この土地は、農地の位置、面積、形状等からみて、隣接する土地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地に該当するため、下限面積適用除外になります。</p>

<35番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畠です。
譲受人である大安町大井田の[REDACTED]が、大安町大井田の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、138.6m²を売買により譲り受けける申請です。

<36番案件>の申請地は、員弁町上笠田地内の畠です。
譲受人である員弁町上笠田の[REDACTED]が、員弁町上笠田の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、122m²を売買により譲り受けける申請です。

<37番案件>の申請地は、藤原町山口地内の畠です。
譲受人である藤原町山口の[REDACTED]が、東京都東久留米市の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、994m²を売買により譲り受けける申請です。

<38番案件>の申請地は、大安町門前地内の農用地の田です。
譲受人である大安町門前の[REDACTED]が、大安町門前の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、1,060m²を贈与により譲り受けける申請です。

<39番案件>の申請地は、大安町門前地内の農用地の田です。
譲受人である大安町門前の[REDACTED]が、大安町門前の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、461m²を贈与により譲り受けける申請です。なお、この土地は、農地の位置、面積、形状等からみて、隣接する土地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地に該当するため、下限面積適用除外になります。

<40番案件>の申請地は、複数筆ございますので、1筆ずつ説明いたします。

初めに、大安町梅戸字惣作地内の田、2筆です。

次に、大安町梅戸字中之坪地内の農用地の田です。

次に、大安町梅戸字中際地内の農用地の畠、2筆です。

次に、南金井字惣作地内の田、2筆です。

譲受人である大安町梅戸の[REDACTED]が、広島県三原市の[REDACTED]
[REDACTED]が所有する議案書に記載の7筆、3,903m²を売買により譲り受けける申請です。

<41番案件>の申請地は、大安町石榑下と平塚地内の田、畠の5筆です。

譲受人である大安町大井田の[REDACTED]が、大安町

平塚の[REDACTED]が所有する議案書に記載の5筆、2,263m²を売買により譲り受ける申請です。なお、社会福祉法人が業務の運営に必要な施設に用いられると認められる場合、法人が取得することができる特殊事由に該当します。

事業計画としては、利用者に就労機会を提供し、農作物の生産活動の提供を通じて、農作業にかかる知識、能力の向上をはかり、就労の自立に向けた生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に申請するものです。

<42番案件>の申請地は、北勢町向平地内の畠です。

譲受人である北勢町向平の[REDACTED]が、北勢町東貝野の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、686m²を売買により譲り受ける申請です。

以上10件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。
何か質問はありますか。

特に無いようですので、議案第140号を採決いたします。
本議案の33番案件につきましては、[REDACTED]の親族の方に関わる案件です。農業委員会に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当案件について[REDACTED]を除いて採決します。

当案件について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

よって、当該申請につきましては、許可することいたします。

それでは、残りの案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。本議案について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

全委員挙手であります。

		よって、本申請につきましては、許可することといたします。
(日程第7)	議長	日程第7 議案第141号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」、日程第8 議案第142号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」、日程第9 議案第143号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。
(日程第8)		事務局の説明を求めます。
(日程第9)		
		<p>日程第7 議案第141号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和3年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、2件、3筆、1,990m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><36番案件>の申請地は、北勢町垣内地内の畠です。農地区分は、治田小学校と二之宮歯科が500m以内にあるため、第3種農地です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である鈴鹿市の[REDACTED]が、北勢町垣内の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、1,126m²を、3棟分の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲にコンクリートブロックを設置して雨水及び土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、污水及び生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は市道横に側溝を新設し放流します。</p> <p><37番案件>の申請地は、北勢町別名地内の田です。農地区分は、第1種農地です。第1種農地ですが、集落接続により許可該当となります。</p> <p>転用計画としては、譲受人である鈴鹿市の[REDACTED]が、北勢町別名の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、864m²を、3棟分の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は一部切土をして駐車場とします。他は整地をし、周囲にコンクリートブロックを設置、及び既存擁壁を利用して雨水及び土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、污水及び生活雑排水は下水道</p>

を利用し、雨水排水は市道横に側溝を新設し放流します。

続きまして、日程第8 議案第142号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和3年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆、面積528m²です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<19番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、借受人である名古屋市の [REDACTED] が、藤原町西野尻の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、528m²を、太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲にフェンスを設置します。取水は利用せず、雨水排水は自然浸透で対処します。

続きまして、日程第9 議案第143号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和3年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、3筆、面積267m²です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<20番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畠と田です。農地区分は、羽場内科クリニックと斎藤医院が500m以内にあるため、3種農地です。

転用計画としては、借受人である北勢町阿下喜の [REDACTED] が、北勢町阿下喜の [REDACTED] が所有する議案書に記載の3筆、267m²を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲にコンクリートブロックを設置して雨水及び土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は市道側溝に放流します。

	<p>以上5条所有権移転2件、賃貸借1件、使用貸借1件の計4件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。 この案件につきましては、12月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第141号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」2件、議案第142号「同法の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請について」1件、及び議案第143号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 のことについて、何か質問はありますか。</p>
	<p>特に無いようですので、議案第141号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
	<p>続いて、議案第142号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>

		<p>続いて、議案第143号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第10)	議長	<p>続きまして、日程第10 議案第144号「非農地証明願承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第10 議案第144号 非農地証明願承認について(委員会処分) 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和3年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は8件、13筆、11,178m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><58番案件>の申請地は、大安町平塚地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、大安町高柳の[REDACTED]で、昭和40年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><59番案件>の申請地は、大安町高柳地内の台帳地目、田と畠の3筆です。</p> <p>願い出者は、大安町高柳の[REDACTED]で、昭和50年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><60番案件>の申請地は、藤原町古田地内の台帳地目、畠の4筆です。</p> <p>願い出者は、藤原町古田の[REDACTED]で、昭和46年頃から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><61番案件>の申請地は、員弁町西方地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、員弁町西方の[REDACTED]で、昭和55年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><62番案件>の申請地は、員弁町平古地内の台帳地目、畠で</p>

		<p>す。</p> <p>願い出者は、員弁町平古の [REDACTED] で、平成元年から宅地に転用し、現在に至ております。</p> <p><63番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、大安町宇賀の [REDACTED] で、平成5年から養鶏場に転用し、現在に至ております。</p> <p><64番案件>の申請地は、北勢町向平地内の台帳地目、田です。</p> <p>願い出者は、北勢町向平の [REDACTED] で、昭和50年から宅地に転用し、現在に至ております。</p> <p><65番案件>の申請地は、大安町片樋地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、大安町石榑北山の [REDACTED] で、平成11年以前から山林に転用し、現在に至ております。</p> <p>以上8件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
議長		<p>非農地証明につきましては、無断転用後おおむね20年を経過した土地についての証明です。</p> <p>何か質問はありますか。よろしいでしょうか。</p>
5 その他	議長	<p>それでは、議案第144号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については以上です。</p> <p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。よろしいでしょうか。では、事務局からお願ひします。</p>

事務局 6 閉会の宣言 議長 【午前9時50分閉会】	<p>「遊休農地一覧について」という文書を配らせていただきました。これは、農地最適化推進委員さんへも送付させていただきます。8月に行っていただいた農地パトロールや過去に行った農地パトロールで発見された遊休農地の一覧です。地元や地域で所有者や関係者に会う機会がありましたら、この土地について利用意向などご確認いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>次回は、1月5日午前9時から現地調査です。7番横井啓行委員と8番藤田則幸委員は出席をお願いします。1月7日(金)に委員会となりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>これをもちまして、第25回農業委員会を終了します。</p>
--	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者